

青森県報

第三千五百十五号

平成二十四年
三月十九日
(月 曜 日)

目 次

告 示

救急病院の設置…………… (医 療 薬 務 課) …… 一
 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定…………… (障 害 福 祉 課) …… 一
 都市計画事業計画の変更認可…………… (都 市 計 画 課) …… 一

公 告

建設業者の許可の取消し…………… (下 北 地 域 民 局) …… 二
 右 同…………… (同) …… 二

告 示

青森県告示第二百十八号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

国民健康保険おいらせ病院	所在地	認定の有効期限
上北郡おいらせ町上明堂の一		平成二十七年三月十九日

青森県告示第二百十九号

障害者自立支援法 (平成十七年法律第二百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
障がい者支援施設一誠園	上北郡七戸町字後平五九七の一	平成二四・三・一

青森県告示第二百二十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、三戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十四年三月九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
南部町
- 二 都市計画事業の種類
三戸都市計画下水道事業 (南部町公共下水道)
- 三 事業施行期間
平成十七年九月六日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
1 収用の部分
都市計画事業の認可 (平成十七年九月十四日青森県告示第七百三十号) の事業地のとおり変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業の認可（平成十七年九月十四日青森県告示第七百三十号）の事業地に、南部町大字大向字泉山道、字森合、字田ノ上、字湧口の全部及び字後渡、字勘吉、字佐野平、字上野、字下比良の一部を加え、大字大向字後構、字船場平、字下夕構、字中居構、字経ヶ森、字飛鳥、字府金下、字小波田、字田ノ尻の一部において事業地を変更する。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社東陽建設
 - 二 代表者の氏名 太田 勝
 - 三 主たる営業所の所在地 下北郡東通村大字蒲野沢字十二沢七の一
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第六〇〇〇四六号
 - 五 取消年月日 平成二十四年一月三十一日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 平成二十四年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社庄子鉄工所
- 二 代表者の氏名 庄子 孝夫
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市南赤川町一〇の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 二二）第一三一八五号
- 五 取消年月日 平成二十四年二月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木・ほ装・しゅんせつ・水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十三年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭